

事務改善報告書説明要旨（酒井課長）

加入分担金制度について補足説明をする。

受益者負担金制度は、下水道が整備されると未整備地区に比べて利便性や快適性が向上し、資産価値が増加即ち土地の価値が上がるという理由から、末端管渠整備費相当額として1m²当たり900円を賦課してきた。

しかしながら、この制度がなかなか理解してもらえず、「建築物がある土地だけでよいのではないか」とか、「接続する時に支払えばよい」といった加入金的な性格というような間違った解釈があり、そのようなことで未収金が増加した。その他にも未収金が増加した原因としては、既に浄化槽に多額の投資をしたため支払う余裕がない。地権者が村外にいるため当面の土地利用がない。・賦課金額が高すぎる。・宅地以外は払えないなどといった理由が未収金を増加させた原因であると思われる。

当時の下水道課では未収金対策について検討を行い、下水道接続時に徴収する「加入分担金制度」を作った。平成13年3月議会で、関連する条例・規則・要綱の一部改正と条例が委任する加入金規則を制定し、平成13年度から賦課方法の見直しを行った。

加入分担金制度の主な内容は、1000m²以上の運動場等の社会体育施設、山林や原野は、加入金規則で賦課すること。また、下水道未接続の土地で受益者負担金を3年以上支払わないときは、加入金規則の対象地にすることができるとした。加入金規則の対象地は、下水道接続時に加入分担金を一括納付すればよいこととし、未納者には下水道接続を認めないという内容であった。

これまで受益者負担金を賦課した者と公平性を欠くことのないように配慮し、加入分担金は、1m²当たり1350円とした。これは、受益者負担金の単価である900円に延滞金の率14.5%を3年分上乘せして得た金額であり、早期支払者に比べて後期支払者にはデメリットになるようにしたものである。